

北九州市休業要請等賃借料緊急支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて日本国政府が公示した緊急事態宣言を踏まえ、福岡県が県内事業者に向けて行った休業及び時間短縮営業（以下「休業等」という。）の協力要請に応じて休業等を実施した北九州市内の施設を運営する中小企業者及び小規模企業者（以下「事業者」という。）に対し支援金を交付することにより、事業者の事業活動の継続を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 緊急事態宣言 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第32条第1項の規定に基づき、同項に規定する政府対策本部長が令和2年4月7日付で公示した新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をいう。
- (2) 対象施設 別表に定める施設をいう。
- (3) 休業等協力要請 令和2年4月13日に福岡県から対象施設の管理者に対して行われた、当該施設の使用停止又は営業時間の短縮に係る協力要請又は協力依頼をいう。
- (4) 時間短縮営業 食事提供施設（飲食店、料理店その他食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業の用に供される施設をいう。）において、宅配又はテークアウトサービスを除く営業時間を朝5時から夜8時までとし、かつ、酒類の提供を夜7時までとすることをいう。
- (5) 対象期間 緊急事態宣言において緊急事態措置を実施すべき期間として定められた期間をいう。
- (6) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に掲げる会社（当該会社以外の者が当該会社の発行済株式の2分の1を超えて保有していないものに限る。）及び個人をいう。
- (7) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に定める小規模企業者をいう。

(支援金の交付対象)

第3条 この要綱に基づく支援金（以下「支援金」という。）の交付を受けることができる事業者（以下「対象事業者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 北九州市内に所在する対象施設を運営する事業者（中小企業者又は小規模企業者に限る。）であって、当該対象施設の用に供する土地又は家屋の賃借人として賃借料を支払う義務があること。なお、土地の賃借料は、土地を賃借し、その上に自己所有施設を建設し事業を行っている場合に限る。
- (2) 対象期間内に15営業日間以上、対象施設において休業等を行ったこと。
- (3) 令和2年4月7日以前から対象施設における営業を開始し、かつ、第5条に基づく支援金の交付申請時点において当該対象施設における営業を廃止していないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）でないこと。
- (5) 会社にあつては、その役員のうち暴力団員がいないこと。
- (6) 暴力団員を自らの業務に従事させ、又は自らの業務の補助者として使用していないこと。
- (7) 自らの事業活動について暴力団員による支配を受けていないこと。

(支援金の額等)

第4条 支援金の額は、対象施設ごとに、対象事業者が当該対象施設の用に供する土地又は家屋について支払うべき賃借料の1か月分に相当する金額（消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。）に10分の8を乗じた額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とする。

- 2 前項の計算による金額が40万円を超える場合には、支援金の額は40万円とする。
- 3 支援金の交付は、対象施設ごとに、対象期間を通じて1回のみ行うものとする。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、令和2年5月31日までに、市長に対し、支援金交付申請書（様式第1号）に第3条に定める要件に該当することを確認できる書類その他必要な書類を添えて提出しなければならない。

(交付決定及び支援金の支払い)

- 第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、支援金の交付の可否及び支援金の額を決定するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により支援金を交付すべきものと決定した場合には、申請者に対し、支援金交付決定通知書（様式第2号）により通知し、あわせて支援金を支払うものとする。
 - 3 市長は、第1項の規定により支援金を交付すべきでないものと決定した場合には、申請者に対し、支援金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(交付決定の取消し及び返還命令)

- 第7条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたことが認められた場合は、当該支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 前項の場合には、市長は支援金の交付決定を取り消すべき申請者に対し、支援金交付決定取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。
 - 3 第1項の規定により支援金の交付決定を取り消すべき申請者に対し、既に支援金が交付されているときは、市長は、当該支援金の交付を受けた事業者に対し、支援金交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第5号）により当該支援金の交付決定の全部又は一部を取り消す旨を通知するとともに、期限を定めて当該支援金の返還を命ずるものとする。
 - 4 前項の場合においては、市長は支援金の返還を命ずるべき者に対し、北九州市補助金等交付規則（昭和41年北九州市規則第27号）第20条の例による違約加算金及び延滞金を請求することができるものとする。

(その他)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、別に産業経済局長が定める。

付 則

この要綱は令和2年5月1日から施行し、同日から適用する。

別表（第2条関係）

（1）休業により支援金の交付対象となる施設

施設の種類	内 訳
遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、競艇場外発売場、ライブハウス等
大学、学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等
運動施設、遊技施設	体育館、水泳場、ボーリング場、スポーツクラブなどの運動施設 マージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場等
劇場等	劇場、観覧場、映画館又は演芸場
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、博物館、美術館又は図書館 ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗 生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗

（2）休業又は営業時間の短縮により支援金の交付対象となる施設

施設の種類	内 訳
食事提供施設	飲食店（居酒屋含む）、料理店、喫茶店等